

木造住宅耐震【改修工事等】補助金について

<対象要件>

1. 平成12年(2000年)5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
2. 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
3. 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
4. 一般診断または精密診断の総合評点が1.0未満であるもの
5. 事前相談が終わっているもの

※市税を滞納している方(他の所有者を含む)は対象となりません。

※申請前に耐震改修工事等の契約が済んでいるもの(見積りの取得は含みません)、過去に実施した耐震改修工事等については対象となりません。

※事前相談後11月末までに申請がない場合は、キャンセルとなります。

※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。

※令和7年度から、<対象要件1>が昭和56年から平成12年に拡充されました。

<補助金額>

1. 耐震改修工事等にかかる費用の1/2かつ最大で90万円(補強設計費、耐震改修工事費・工事監理費が対象です。)
2. 耐震診断(一般診断・精密診断)に要した費用の1/2かつ最大で6万円

<申請期限>

11月末までに補助金交付申請書(第1号様式)提出

<申請に必要なもの>

事前相談時に①~④の書類を確認をします。

- ①マイナンバーカード、運転免許証(両面)、国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し(所有者全員分)
- ②固定資産(家屋)評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し(所有者全員分)
- ③建築士による一般診断または精密診断の結果を記載した書類
- ④【上記<補助金額>2.の補助金を申請する場合】
(平成26年度以前)耐震診断補助金交付決定通知書の写し又は
(平成27年度以降)耐震診断補助金交付等決定通知書の写し
※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。(代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です)

<設計条件>

耐震改修する壁端柱の柱頭・柱脚接合部は、平成12年建設省告示第1460号に適合する仕様として設計すること

<受付窓口>

住まい暮らし政策課 耐震担当
藤沢市役所分庁舎3階 電話:0466-50-3541

